

第2号様式

取調べの一層の高度化・適正化の推進について（概要）

（令和3年3月23日 鹿刑企第43号）

本通達は、取調べの一層の高度化・適正化の推進に関して必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 取調べ指導官の任務等
- 被疑者取調べに係る承認
- 相手方の特性に応じた取調べ
- 被疑者の取調べ状況の把握

等である。